

建設業許可や経営事項審査での電子申請が国や多くの都道府県で2023年1月から可能になりました。狙いは、政府全体として行政手続きの電子化を進める中、情報登録を一度で済ませる「ワンスオンリー」の徹底に加え、利用者の事務負担の軽減を実現することです。従来の申請方法とはどこがどのように異なるのか、建設会社側が申請を電子化するメリットはどこにあるのか、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 経営指導係長の今村 隆輔氏にお聞きしました。



霞が関から

建設業許可・経営事項審査電子申請システムは、 今後さらに発展していく可能性を持つものです。

2023年度内に44都道府県で受付予定

電子申請を受付開始済みなのは、国のほか、東京都、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1府2県を除く43道府県です。また、東京都も2023年度内には受付を始める予定としているなど、電子申請に対応する行政庁の範囲は、今後拡大していく見通しです。

電子申請では従来の紙ベースでの申請と異なり、申請者側は申請書類の作成から通知書の受領まで一気通貫で、システム上ですべて済ませることが可能です(図)。例えば手数料の支払いについても、従来は収入印紙や収入証紙を購入する必要がありましたが、電子申請ではその必要はなく、納税にも利用される「Pay-easy(ペイジー)」というインターネット上の決済方法を利用することが可能です(許可行政庁により、対応状況が異なる場合があります)。



国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
経営指導係長
いまむら りゅうすけ
今村 隆輔

バックヤード連携で書類添付が不要に

また、従来の紙ベースでの申請時には一定の書類を添付する必要がありましたが、電子化に伴い、添付不要となる書類があります。それは、電子申請システムが他省庁やその他機関のシステムとバックヤードで連携しているためです。

電子申請が可能になった2023年1月時点ですでに、登記事項証明書、法人税・所得税や消費税・地方消費税に関する納税情報、技術検定合格証明書、経営状況分析結果通知書が、こうしたバックヤード連携によって添付不要になっています。バックヤード連携に向けた他省庁やその他機関との調整は、以降も続けています。2023年4月時点では、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証、建設業経理士CPD講習修了証が、添付不要な書類に加わっています。さらに、その他の添付が必要な書類についても、バックヤード連携の対象拡大へ向けた検討を進めているところです。

加点要素に加わるCCUSにも即日対応

2023年8月以降、経営事項審査の中では建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用が加点要素に新たに加わります。電子申請システムでは、その制度改正にも即日に対応する予定です。今後、制度改正や様式改正により、必要書類の変更があった場合においても、速やかにシステムの見直しを行い、対応していく予定です。

ここまで紹介してきたような添付書類が不要になるというメリット以外にも、電子申請は申請者側にとって大きなメリットが見込まれます。

まず、申請書類への記入手間を省けることです。電子申請では、外部のアプリケーションで作成したデータを取り込んだり、前回申請時に入力したデータを再利用したりすることが可能です。申請時に新規に入力すべきデータを最小限に抑えられます。



次に、所管する行政庁に足を運んだり、申請・届出書類を郵送したりする必要がないことです。申請者側が拠点を置く場所によっては往復に必要な時間やコストは無視できないでしょう。また郵送で済ますことが可能な場合においても、膨大な添付書類も合わせて送ることを考えるとやはり、膨大な手間やコストは無視できないはずです。

エラーチェックや自動計算でミス防止

最後は、申請書類の作成に必要な手間を省けることです。電子申請システムを利用すれば、エラーチェックや必要な計算をシステム側が自動で行います。そのため手間が省けるうえに、書類作成上のミスを防止できるというメリットも見込めます。仮に紙ベースでの申請時にエラーが発覚したとすると、その段階で改めて申請する行政庁に出直す必要が生じます。電子申請はそうした手間を省くことにもつながります。

現時点では、紙ベースでの申請も並行して受け付けており、電子申請システムの運用開始当初であることもあり、電子申請システムの利用率はまだそう高くないのが実情です。今後はここまで説明してきたような電子申請のメリットを強調するとともに、利便性の向上を図っていき、普及率の上昇を目指します。

今回導入に踏み切った電子申請システムは、今後さらに発展していく可能性を持つものです。建設業界をはじめ、関係者と議論を重ねながら、このシステムをさらに利便性の高いものに磨き上げていきたいと考えています。電子申請システムの利用は現段階でもすでに一定のメリットが見込めるものです。建設業界の先行きを見据え、システムの利用にできるだけ早い段階で移行してみたいはいかがでしょうか。

図: 建設業許可・経営事項審査電子申請システムの概要。オレンジ色で示した部分が、新たに開発したシステムにあたる。
申請者側はこのシステム上ですべての作業を済ませられる

